

農業集落排水施設災害対策応援に関する協定

〔協定開始年月日：平成19年 2月23日
最終改正年月日：平成28年 4月27日〕

(趣旨)

第1条 本協定は、協定参加者である地方自治体の農業集落排水施設が自然災害により被害を受けた場合に、他の協定参加者が人員の派遣、必要な諸資機材の調達等を行い、災害対策の応援を行うことを取り決めたものである。

(協定参加者)

第2条 本協定の参加者は、一般社団法人地域環境資源センター（以下「センター」という。）の会員である、都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、全国土地改良事業団体連合会及びセンターのうち、この協定の趣旨に賛同した者とする。

(重要事項の変更)

第3条 運営会議が必要と認めた本協定に関する重要な事項の変更等については、協定参加者の2分の1以上の同意を要するものとする。

(運営会議)

第4条 本協定に基づく業務を行うため、運営会議を設け、毎年度一回以上開催する。

2 会議員は、センター理事長及び専務理事、並びにセンター理事のうち協定参加者等とする。

3 会議長は、センター理事長とする。

4 運営会議は、次の事項を議決する。

(1) 業務の執行に関すること

(2) 本協定に関する重要な事項以外の変更

(3) その他運営会議で必要と認める事項

5 会議長は、次の職務を行う。

(1) 運営会議の議長

(2) 協定への新規参加の承認

(3) その他業務の円滑な実施に必要な事項の処理

(4) (2)、(3)についての運営会議への報告

(災害対策支援本部)

第5条 センター会員が管理する農業集落排水施設が自然災害により被災した場合に、センターとしてこれに対処するために設置される災害対策支援本部は、被災地との情報連絡及び運営会議との情報交換等を行い、災害対策応援に関する協定の円滑化及び初動体制の構築に努めるものとする。

(事務局)

第6条 運営会議の事務及び災害対策の応援に係る事務を処理するため、事務局をセンターに置く。

2 事務局は、災害協定窓口リスト等、必要に応じて資料を作成するとともに、運営会議で議決された本協定に関する重要な事項以外の変更や必要な事項については、協定参加者に遅滞

なく報告するものとする。

3 次条に掲げる災害対策の応援の要請があったときには、応援に係る所要の業務を行うほか、第8条に定める中央応援本部が設置された場合にあっては、その事務を行うものとする。
(応援の要請)

第7条 被災市町村又は被災市町村が所在する都道府県が、本協定による災害対策の応援を受けたいときには、事務局に要請するものとする。この場合に、被災市町村は原則として都道府県を経由して要請するものとする。

(中央応援本部の設置)

第8条 前条の要請を受けた事務局は、運営会議の会議長にその旨の報告を行い、会議長が広域的な応援体制が必要と認めた場合には、中央応援本部を設置し、災害対策支援本部をその指揮下に置くものとする。

2 中央応援本部の構成員はセンター理事長のほか、東京及びその近隣の運営会議の会議員とし、あらかじめ会議長が指名しておくものとする。

3 中央応援本部はセンター理事長を本部長として運営するものとするが、農林水産省農振興局整備部地域整備課長及びその他必要と認める者の指導助言を求めることができる。

(中央応援本部の業務)

第9条 中央応援本部は、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県と密接な連絡調整を行い、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 情報収集、整理、広報等
- (2) 先遣隊の派遣
- (3) 応急対策、災害調査、本格復旧、設計、査定等の応援計画の策定
- (4) 応援部隊の編成、資機材の調達
- (5) その他の応援

(応援の求め)

第10条 中央応援本部が、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県、本協定の参加者等の意向を確認し調整した上、前条の業務を具体化し、職員の派遣又は所有若しくは管理する資機材の提供を求めることとなった場合においては、求められた本協定の参加者は、極力、これに協力するものとする。

(センター賛助員の協力)

第11条 中央応援本部が、第7条に掲げる要請に応じる場合において、必要があるときは、センター理事長は、センター賛助員の協力を得られるようにするものとする。

(費用負担)

第12条 応援者が要した費用は、応援者と被応援者との間で災害の応援に係る費用負担について別途に協定を交わしている場合には、それによるものとし、その他の場合にあっては両者で協議するものとする。

農業集落排水施設災害対策応援に関する協定 参加者一覧

令和3年4月21日現在

(市町村)

岩手県	北関東	南三陸町	山形県	最上町	千葉県	旭市
秋田県	由仁町	三川町	庄内町	神ヶ浦市	神ヶ浦市	神ヶ浦市
山形県	秩父別町	庄内町	香取市	香取市	香取市	香取市
福島県	初山別村	遊佐町	山武市	山武市	山武市	山武市
新潟県	福島県	会津若松市	福島原市	相模原市	相模原市	相模原市
和歌山县	白河市	新潟県	柏崎市	長岡市	田原市	田原市
徳島県	須賀川市	柏崎市	大千谷市	愛西市	飛島村	飛島村
長崎県	大玉村	大玉村	十日町市	美浜町	美浜町	美浜町
鹿児島県	天栄村	天栄村	十日町市	幸田町	幸田町	幸田町
鹿児島県	西会津町	西会津町	村上市	阿賀野市	阿賀野市	阿賀野市
(土地区連)	猪苗代町	猪苗代町	阿賀野市	佐渡市	いなべ市	那賀町
青森県	別海町	別海町	佐渡市	船内市	志摩市	那賀町
青森県	藤崎町	藤崎町	船内市	出雲崎町	伊賀市	出水市
青森県	鶴田町	鶴田町	大熊町	大熊町	菰野町	薩摩川内市
青森県	七戸町	七戸町	飯館村	刈羽村	東温市	志布志市
青森県	六戸町	六戸町	土浦市	水見市	明和町	奄美市
茨城県	横浜町	横浜町	那珂市	南砺市	滋賀県	伊佐市
茨城県	六ヶ所村	六ヶ所村	小美玉市	上市町	長浜市	始良市
茨城県	五戸町	五戸町	宇都宮市	かほく市	甲賀市	錦江町
茨城県	盛岡市	盛岡市	那須塩原市	南砺市	高島市	喜界町
岩手県	陸前高田市	奥州市	那須烏山市	京都府	南丹市	徳之島町
岩手県	葛巻町	葛巻町	壬生町	大阪府	安芸市	和泊町
岩手県	洋野町	洋野町	那珂川町	能勢町	香南市	知名町
岩手県	宮城県	宮城県	太田市	兵庫県	中土佐町	与論町
岩手県	石卷市	石卷市	沼田市	三木市	朝来市	与論町
岩手県	岩沼市	岩沼市	吉岡町	南あわじ市	淡路市	沖縄県
岩手県	益米市	益米市	端添村	朝来市	久留米市	豊見城市
岩手県	山元町	山元町	高山村	佐賀市	竹町	金武町
秋田県	横手市	横手市	駒ヶ根市	佐賀市	糸上町	計 216 市町村
秋田県	大館市	大館市	富士見町	佐賀県	佐賀市	※(新規):R3年度新規参加
秋田県	鹿角市	鹿角市	箕輪町	和歌山県	多久市	
秋田県	由利本荘市	由利本荘市	阿南町	御坊市	伊万里市	
秋田県	に小浜市	に小浜市	喬木村	有田川町	白石町	
秋田県	藤里町	藤里町	豊丘村	美浜町	西海市	
秋田県	三種町	三種町	麻績村	みなべ町	小鹿賀町	
秋田県	八峰町	八峰町	小谷村	日高川町	佐々町	
山形県	鶴岡市	鶴岡市	美里町	鳥取県	熊本県	
山形県	酒田市	酒田市	宮代町	可兒市	玉名市	
山形県	茂原市	茂原市	山県市	島根県	山鹿市	
山形県	東金市	東金市	海津市	松江市	菊池市	
			江津市	出雲市	宇城市	
			揖斐川町	揖斐川町		
						計 27 土地連

熊本県	合志市
大津町	
南小国町	
小国町	
益城町	
芦北町	
水上村	
五木村	
山江村	
下関市	
東広島市	
大崎上島町	
世羅町	
山口県	
德島県	
吉野川市	
阿波市	
那賀町	
鹿児島県	
出水市	
薩摩川内市	
志布志市	
奄美市	
伊佐市	
始良市	
錦江町	
喜界町	
徳之島町	
和泊町	
知名町	
与論町	
沖縄県	
豊見城市	
金武町	
計 216 市町村	1
合計	253